

平成30年2月定例会議会

議 案 説 明

(平成30年2月27日上程分)

議案第 1 0 9 号 平成 2 9 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）
から
議案第 1 2 4 号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務
の処理に関する条例の一部改正について まで

ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 1 0 9 号は、本市一般会計補正予算第 8 号案であります。

補正の主な内容は、国の平成 2 9 年度一般会計補正予算（第 1 号）に伴い、国庫補助金の追加交付を受けた水産物供給基盤機能保全事業費や準用河川改修事業費について増額補正を行うとともに、平成 3 0 年度当初予算に計上した四日市あすなろう鉄道線運行事業費や泊山小学校の大規模改修事業費について平成 2 9 年度に前倒しして計上するほか、本年度の予算執行において実績見込みに合わせた事業費の精算や、入札差金等によって不用が見込まれる事業費の減額補正を行おうとするものです。

歳入歳出予算につきましては、6 億 1 4 2 2 万 6 千円の減額で、補正後の予算額は、1 0 8 9 億 7 5 0 6 万 7 千円となります。

以下、歳出各款における補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第 2 款 総務費は、臨時職員賃金などの増額及び退職手当などの減額であります。

第 3 款 民生費は、扶助費や後期高齢者医療特別会計繰出金などの減額であります。

第 4 款 衛生費は、清掃工場管理運営費などの増額及び予防接種事業費などの減額であります。

第 6 款 農林水産業費は、水産物供給基盤機能保全事業費の増額及

び海岸保全事業費などの減額であります。

第7款 商工費は、民間研究所立地奨励金等交付事業費などの減額であります。

第8款 土木費は、四日市あすなろう鉄道線運行事業費などの増額及び石塚町市営住宅建設事業費などの減額であります。

第9款 消防費は、退職手当の増額及び新消防分署整備事業費の減額であります。

第10款 教育費は、大規模改修事業費の増額及び久留倍官衙遺跡整備事業費や霞ヶ浦緑地運動施設整備事業費などの減額であります。

第11款 公債費は、地方債償還金の増額及び地方債利子の減額であります。

以上、歳出につきまして概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源を補正するほか、法人市民税や地方消費税交付金などを増額補正しております。

また、財政の健全化を図るため、交付税措置のない市債発行の減額補正や財政調整基金繰入金の追加計上により、収支の均衡を図りました。

なお、本年度事業のうち、国の補正予算に関連する事業及び年度内に完了が見込めない事業、31件について、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、小山2号線道路改良工事費の変更であります。

議案第110号から議案第115号までは、特別会計及び企業会計の補正予算案であり、以下、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計は、保険給付費や共同事業拠出金などの減額及び基金積立金などの増額であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、施設整備事業費の減額であります。

土地区画整理事業特別会計は、歳入の財源更正であり、繰越金の増額及び清算徴収金などの減額であります。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

三河鈴鹿農業共済事務組合清算特別会計は、三重県農業共済組合事業費負担金の増額及び家畜共済関係事業費などの減額であります。

市立四日市病院事業会計は、医業費用の増額であります。

議案第116号は、平成30年度一般会計補正予算第1号案であります。

補正の主な内容は、一般会計において、国の平成29年度一般会計補正予算（第1号）に伴い、平成30年度当初予算に計上した四日市あすなろう鉄道線運行事業費や泊山小学校の大規模改修事業費について平成29年度に前倒しするため、減額補正を行うほか、特別職の報酬改定に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、3億8361万3千円の減額で、補正後の予算額は、1164億6238万7千円となります。

以下、歳出各款における補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款 議会費は、議員報酬等の増額であります。

第2款 総務費は、特別職給や都市基盤・公共施設等整備基金積立金などの増額であります。

第 3 款 民生費は、国民健康保険特別会計繰出金の増額であります。

第 8 款 土木費は、四日市あすなろう鉄道線運行事業費の減額であります。

第 10 款 教育費は、特別職給などの増額や大規模改修事業費の減額であります。

以上、歳出につきまして概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源を補正するほか、国民健康保険保険基盤安定負担金の国県支出金を増額しております。

また、国体関連施設の整備などの大規模投資事業に備えるため、都市整備・公共施設等整備基金積立金を追加計上し、収支の均衡を図りました。

議案第 117 号は、平成 30 年度国民健康保険特別会計補正予算第 1 号案であります。

補正の内容は、保険料の賦課限度額の引上げ及び保険給付費等交付金に係る補正を行おうとするものであります。

議案 118 号から議案 120 号までは、企業会計の予算案であり、特別職の報酬改定に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。

つづきまして、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第 121 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第 122 号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料を引き上げようとするものであります。

議案第 123 号 国民健康保険条例の一部改正につきましては、国

民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第124号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部改正につきましては、組合から承継した事務等の完了に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。